



## 国土交通省近畿運輸局

## 問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 下垣内 (しもがいと)

(電話) 06-6949-6446

令和8年2月9日

**タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第23期）を実施します**  
～令和7年10月1日から令和8年1月31日の間のLPGガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPGガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第22期に続き、第23期（令和7年10月1日～令和8年1月31日）の申請受付を開始します。

**1 補助対象事業者**

一般乗用旅客自動車運送事業者

**2 申請受付期間**

令和8年2月9日（月）～3月12日（木）16時

**3 支援内容**

令和7年10月1日～令和8年1月31日の間における、LPGガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

**4 事業の執行団体**

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

Tel：050-5526-5837

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第22期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

**5 その他**

- ・令和8年2月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第1期～第22期（令和4年1月～令和7年9月分）の受付は終了しております。
- ・第20期～第22期に補助金を受領された事業者においては、第23期について申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

配布先

陸運記者会（ハイタク部会）